

保護者各位

保育所等における教育・保育給付認定要件の現況調査について

平素より、本区の保育行政にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

子ども・子育て支援法に基づく「子どものための教育・保育給付認定（2・3号）」を受け、保育園等の保育施設を利用する児童の保護者は、年に1度、認定事由に該当していることを確認するための書類の提出が定められています。

つきましては、令和8年度の継続通園の意向と併せて現況調査を実施いたします。**保育所等への継続在園に必要な手続きとなりますので、必ず提出期限までにご提出ください。**

◎ 必ずご提出いただく書類

- ① 「令和8年度 保育所等継続利用申込書 兼 給付認定届出書」（同封のもの）
- ② 「保育を必要とする証明」・・・父母それぞれ必要です（下表をご確認ください）。

保護者等の保育を必要とする状況	提出書類
雇用され、既に就労開始している方 (産休中・育休中の方も含む)	就労証明書（区様式） ※証明日が就労開始日以降のもの
自営の方（個人事業主・経営者・会社役員・親族が経営する会社や業務委託で就労する方・内職の方）	就労証明書（区様式）・自営を証明する書類（下記参照）の2点が必要です。 ★自営を証明する書類について 〈法人番号を有する場合〉 就労証明書に法人番号をご記載ください。その場合、自営を証明する書類の提出は不要です。 〈法人番号を有しない、または法人番号の記載がない場合〉 「開業届（收受日付印が押されたものに限る）、営業許可書、請負契約書、業務委託契約書、履歴事項全部証明書、領収書、請求書、その他営業活動の証明となる他社（他者）発行の書類」のうちいずれか1点の書類の提出が必要です（写し可。他社発行、または公的機関の証明に限る）。
出産	母子健康手帳の写し（表紙+分娩（出産）予定日が記載されているページ）
疾病	医師の診断書（指定の様式はありません）
障害	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳（療育手帳）の写し ※江東区民で身体障害者手帳をお持ちの方は、マイナンバーを利用した情報連携により受給情報の確認を行いますので、提出は不要です。
介護	被介護者の医師の診断書（指定の様式はありません）・介護状況調査書兼日常生活状況調査票（区様式）の2点が必要です。
就学	在学証明書（又は入学許可書）・カリキュラム（授業形態がわかる書類）等 ※学校教育法に定める学校（大学・大学院等）や職業訓練校に在学されている場合はカリキュラムの提出は不要です。
不存在	保育サービス係に既にひとり親世帯として届け出ている場合、本調査において、不存在を証明する書類の提出は不要です。 ただし、届け出していない場合は別途書類の提出が必要となります。詳細は、同封の「令和8年度 保育所等継続利用申込書兼給付認定届出書」裏面をご確認ください。

◎ 保育サービス係に届け出ている内容から変更がある際にご提出いただく書類

直近で保育サービス係に届け出ている内容から変更がある場合、上記書類と併せて別途書類の提出が必要となる場合がございます。詳細は、同封の「令和8年度保育所等継続利用申込書兼給付認定届出書」裏面をご確認ください。

必ず裏面もご確認ください

◎ 提出期限

令和7年7月31日（木） 郵送等必着

◎ 宛先

- ◆ 直接提出する場合、江東区役所3階12番窓口にご提出ください。**豊洲シビックセンターでは書類の受付はできません。**
- ◆ 郵送の場合、同封の返信用封筒に提出書類一式を封入の上、お近くのポストに投函してご返送ください。
- ◆ 本お手続きはマイナポータルの「ぴったりサービス」での電子申請も可能です。詳細は区ホームページをご覧ください。

◎ 注意事項

- ◆ 現在の在園要件の確認のため、令和8年度の継続通園をする・しないに関わらず、こちらの案内が届いた方は必ずお手続きが必要です。
- ◆ **提出期限までに提出がなく、保育を必要とする事由に該当することが確認できない場合は退園となりますのでご注意ください。**
- ◆ 提出書類に不備・不足がなく、継続利用が可能な場合は、区から個別のご連絡はいたしませんのでご了承ください。
- ◆ **保育所等に在園しているお子様が2人以上いる場合、提出書類は1部で構いません。**
- ◆ 保護者の「保育を必要とする証明」を提出する場合、就労証明書等の様式については区ホームページからダウンロードが可能です。
- ◆ 必ず世帯全員のお子様のお名前を保育所等継続利用申込書 兼 給付認定届出書にご記入下さい。
- ◆ 令和7年4月以降に入所したお子様や、5歳児クラスに在園しているお子様など、一部のご家庭は本お手続きの対象外となっています。
- ◆ すでに退園手続きがお済みの方については、行き違いですのでご容赦ください。

◎ その他

- ◆ 在園中の各お手続き（保護者の状況の変更や保育料の減額免除等）の詳細は区ホームページ（保育園等の在園手続きについて）に掲載中の「在園ハンドブック」をご参照ください。



▲在園ハンドブック
の閲覧はこちら

《問い合わせ先》

保育園ナビゲーター

TEL：03-3647-9809

江東区こども未来部保育支援課保育サービス係

TEL：03-3647-4934

受付：平日8時30分～17時まで

（水曜日のみ8時30分～19時まで）

（江東区役所3階12番窓口）